

令和6年度地域包括ケアトータルコーディネーター支援業務委託仕様書

1 委託業務名 令和6年度地域包括ケアトータルコーディネーター支援業務

2 目的

県内市町村の地域包括ケアシステムを深化・推進させるため、地域包括ケアトータルコーディネーターが市町村の地域データの分析を支援する。

地域包括ケアトータルコーディネーターは、市町村がエビデンスに基づいた地域課題を抽出するための支援を行い、市町村へのノウハウの定着を図る。また、エビデンスに基づいた地域課題を解決するため、市町村や多職種等が同一目線に立って地域課題を解決できるような関係づくりを支援する。

3 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 派遣による支援

ア 派遣市町村の選定

支援を希望する市町村に対し、オンライン又は現地において支援を行う。

イ 派遣回数・内容

支援対象は10～20自治体程度とし、1自治体につき5回程度の支援とする。なお、支援回数については、支援市町村数や支援内容によって、随時、調整することができる。

ウ 派遣の方法等

原則、オンラインとし、必要に応じて現地支援や電話及びメール等による支援を実施する。

エ 地域包括ケアトータルコーディネーターの選定

地域包括ケアトータルコーディネーターについては、地域包括ケアシステム及び市町村支援に係るデータ活用に精通した者とする。こと。(2～3名)

オ 各支援機関との連携

支援に当たっては、埼玉県リハビリテーション専門職協会、埼玉県社会福祉協議会、さわやか福祉財団等の支援機関と緊密に連携するものとし、必要に応じて支援の同行や支援内容の共有を図らなければならない。

(2) データ活用に関する研修会の実施

データ活用ができる人材を育成するため、県内市町村向けにデータ活用に関する研修会をオンラインで1回実施する。

ア 研修プログラムの作成

イ 講師の選定、講師との連絡調整・事前打合せ、講師に対する謝金等の支払い

ウ 研修の運営(司会進行・講師)、研修資料の作成

5 報告

委託業務が完了したときは遅滞なく、業務委託実績報告書を県に提出すること。支援した市町村別に地域ごとの分析結果や地域課題を明らかにした報告書等を低移出すること。

6 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- (3) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。